

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

使命 私たちは、子どもたちを守ります。
遵守 私たちは、法令を遵守します。
公正 私たちは、不祥事を許しません。
公開 私たちは、地域に開かれた学校にします。

不祥事根絶のための行動計画
 ～私たちは、教育公務員として法令を遵守し、
 高い倫理観と使命感を持って職務遂行・生活をします～

令和5年4月6日 確認

【コンプライアンス宣言】(重点内容)

- 体罰、わいせつ・セクハラの行為をしません。
- 交通3悪（飲酒運転・速度超過・不注意運転）はしません。
- 個人情報の管理を徹底します。



区分	本校の現状	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○懲戒処分・行政措置事案は生起していない。 ○教職員が当事者意識を持てるように、多様な事案・方法を盛り込んだ取組・研修を進めてきている。 <p>【本校の重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆体罰、わいせつセクハラ等の防止 ◆自動車の安全運転 ◆個人情報の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の方法や内容等を見直し、体験的な研修を通じた教職員の当事者意識の向上。 ○日常的に、注意喚起したり自分の行動を振り返ったりして服務規律を確保。 ○体罰・セクハラ等の防止に係る研修の充実。 ○電子データ・紙媒体等の個人情報の管理徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> □学期1回の教職員面談で、個人・職場全体の状況を把握して管理職が個別指導。 □学期1回、チェックリストで自己評価。 □決意表明（教育の原点）とコンプライアンス宣言を実施し、カード化して名札で携帯したり、乗用車の中に掲示したりして意識を持続。 □体罰・セクハラ・パワハラ防止に係る研修を毎学期実施。 □個人情報の持ち出し簿によるチェック・整理整頓を徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎学期、アンケート調査や、面談時の研修等のあり方についての聞き取りを行い、研修方法や内容等を改善。 ○学期1回のチェックリストを活用した意識・状況調査を行い、規範意識の現状を把握。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ボトムアップによる不祥事防止の取組が充実してきた。 ○当事者意識を維持・向上させる研修に向けて内容の工夫が見られる。 ○不祥事防止対策委員会が、出張・諸行事等で計画的・予定通りにできない現状がある。(委員会設置要綱：年間10回程度→R4：6回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止対策委員会の機能化。 <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の定例化～中長期の展望、迅速な対応 ・当事者意識の持てる取組・研修の企画 ○アンケート実施と分析。 ○焦点化・重点化を図った効率的な学校運営により教職員の負担を軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> □全教職員が輪番で取組・研修内容の企画・運営を担当。悩みを話し合う場を設定し、ヒヤリ・ハットの事例等を盛り込んだ実態に即した研修等を充実。 □学期に1回、体罰・セクハラを明記した児童・保護者・教職員アンケートを実施して分析。 □計画を立て月1回開催。延期等の場合は、優先的に再設定して開催。 □業務改善・校務分掌の見直し等の日常化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月の不祥事防止対策委員会で状況把握。 ○アンケート結果の分析記録を保管。 ○学期1回、学校運営・校務分掌に係る取組・進捗状況について振り返り、改善。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○体罰・セクハラ相談窓口と相談日（毎月第3火曜日）の周知・利用の呼びかけは、年間を通して計画的にできているが、さらに、児童・保護者が実際に利用しやすいような工夫をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談する内容・方法・場所を分かりやすく児童・保護者へ周知。(学校だよりに常時記載) ○相談日以外の日にも、児童・保護者が相談をしやすいうように相談機会を積極的に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> □毎月1回、相談の内容・方法等を、学校だより・児童への説明等により周知。 □体罰・セクハラ具体例・相談先（担当の先生・電話連絡先）を記載したポスターを、児童が教育活動を行う全ての場所に掲示。 □学校・PTA行事等において、保護者の相談に対応する場を設定。 □スクール・カウンセラーを活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談日の記録、相談内容について、記録簿を作成して記録。 ○毎月の不祥事防止対策委員会で状況把握。